

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案の概要

1 給料の調整額の算定の基礎となる調整基本額を次のとおり改めることとした。

旧  
調整基本額表

| 職務の級 | 調整基本額         |
|------|---------------|
| 1 級  | 5,900円        |
| 2 級  | 6,500円        |
| 3 級  | <u>8,500円</u> |
| 4 級  | 9,600円        |
| 5 級  | 10,900円       |

備考 職務の級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の級を示す。

新  
調整基本額表

| 職務の級 | 調整基本額         |
|------|---------------|
| 1 級  | 5,900円        |
| 2 級  | 6,500円        |
| 3 級  | <u>8,400円</u> |
| 4 級  | 9,600円        |
| 5 級  | 10,900円       |

備考 職務の級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の級を示す。

2 その他

この規則は、平成22年12月1日から施行することとした。

冬 例 等 立 案 表

|  |  |
|--|--|
| <p>題名<br/>徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則</p>  | <p>課(室)名<br/>教育委員会教職員課</p> <p>担当者名<br/>廣瀬 和久</p> <p>電話番号<br/>三 一 二 六</p> |
| <p>制定理由<br/>技能労務職員の給与に関する規則の一部が改正されることに伴い、本県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与についても所要の改正を行う必要がある。</p> <p>あらまし<br/>一 職務の級が三級である職員の調整基本額を改めることとした。<br/>二 この規則は、平成二十二年十二月一日から施行することとした。</p> |  |
| <p>予算上の措置<br/>関係法規<br/>技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)<br/>技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十一年徳島県規則第八十一号)</p>  | <p>考 備</p>   |

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 佐藤 盛 仁

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十四年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表その2の表中「8,500円」を「8,400円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

改正案

別表(第二条関係)

その1 適用区分表

(略)

その2 調整基本額表

| 職務の級 | 調整基本額  |
|------|--------|
| 1 級  | (略)    |
| 2 級  | (略)    |
| 3 級  | 8,400円 |
| 4 級  | (略)    |
| 5 級  | (略)    |

備考 職務の級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の級を示す。

現行

別表(第二条関係)

その1 適用区分表

(略)

その2 調整基本額表

| 職務の級 | 調整基本額  |
|------|--------|
| 1 級  | (略)    |
| 2 級  | (略)    |
| 3 級  | 8,500円 |
| 4 級  | (略)    |
| 5 級  | (略)    |

備考 職務の級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の級を示す。